

市政記者クラブ 様

令和 6 年 11 月 27 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 子ども青少年局総務課 担当 松岡 (972-3191)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 6 年 4 月下旬頃～5 月上旬頃、愛知県清須市内の宿泊施設において女兒（当時 16 歳）と性行為をし、また同じ頃、同県津島市内の駐車場に駐車中の自動車内において当該女兒にわいせつな行為をしたとして逮捕され、同年 11 月 14 日（木）に懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決を受けたもの。
被処分者の所属・ 補職・処分内容	子ども青少年局主事 松尾 寛希（男性・36 歳） 免職
管理監督責任	子ども青少年局課長級 所属長文書厳重注意 子ども青少年局課長補佐級 所属長文書厳重注意
処分年月日	令和 6 年 11 月 27 日（水）